

令和5年度 業務概要



ハートピアかごしま
(身体障害者更生相談所)

〒890-0021

鹿児島市小野一丁目1番1号

☎ 099-220-5165 (総務課)

099-229-2324 (相談課)

FAX 099-220-5166

目 次

1	設置目的	1
2	組織機構	1
3	沿 革	2
4	組織及び人員	3
5	業務概要	4
6	業務の流れ	5
7	業務実績(令和4年度)	6～8
8	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	9～10
9	施設概要	11～12

1 設置目的

「ハートピアかごしま」は、障害者が住み慣れた所で、その能力を十分に発揮し、障害のない方と共に社会経済活動等に参加し、働く喜びや生きがいを見出していくというノーマライゼーションの理念のもとに、従前から現在地にあった「県身体障害者更生相談所」、「県身体障害者更生指導所」及び「県点字図書館」の改築整備に併せ、当該施設の機能の充実を図るとともに、文化、教養、スポーツ、レクリエーションのための施設及び関係団体やボランティアの活動の拠点となる施設を新たに整備し、障害のある方のための総合的な福祉センターとして、平成12年4月に開設された。

現在、「ハートピアかごしま」は、県の「身体障害者更生相談所」、「精神保健福祉センター」及び「難病相談・支援センター」と、指定管理者として社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が管理・運営を行う「視聴覚障害者情報センター」及び「障害者自立交流センター」で構成され、障害者及び難病患者の保健福祉の増進を図る拠点施設となっている。

2 組織機構

「ハートピアかごしま」には県機関が3機関及び指定管理者管理機関が2機関設置されている。

(1) 県機関

① ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）

身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置され、次の業務を行っている。

- ア 専門的相談及び指導業務
- イ 身体障害者手帳交付事務（鹿児島市を除く。）
- ウ 補装具の処方及び適合判定等
- エ 自立支援医療費（更生医療）の要否判定
- オ 巡回相談
- カ 連絡調整 など

※ 「ハートピアかごしま」の名称は、公の施設としての名称と県機関としての名称を併せ持つ。

② 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づき設置され、こころの健康について相談を受けたり、精神保健福祉に関する技術援助・教育研修や精神通院医療、精神障害者保健福祉手帳の判定業務等を行っている。

③ 難病相談・支援センター

難病患者に関する日常の相談に応じ、難病患者に対し医療、生活等に関する情報提供その他の必要な支援を行っている。

(2) 指定管理者管理機関

① 視聴覚障害者情報センター

身体障害者福祉法第34条に基づき設置され、視覚・聴覚障害者に対する点字図書・録音図書や字幕入りビデオ・DVDの制作、貸出などを行っている。

② 障害者自立交流センター

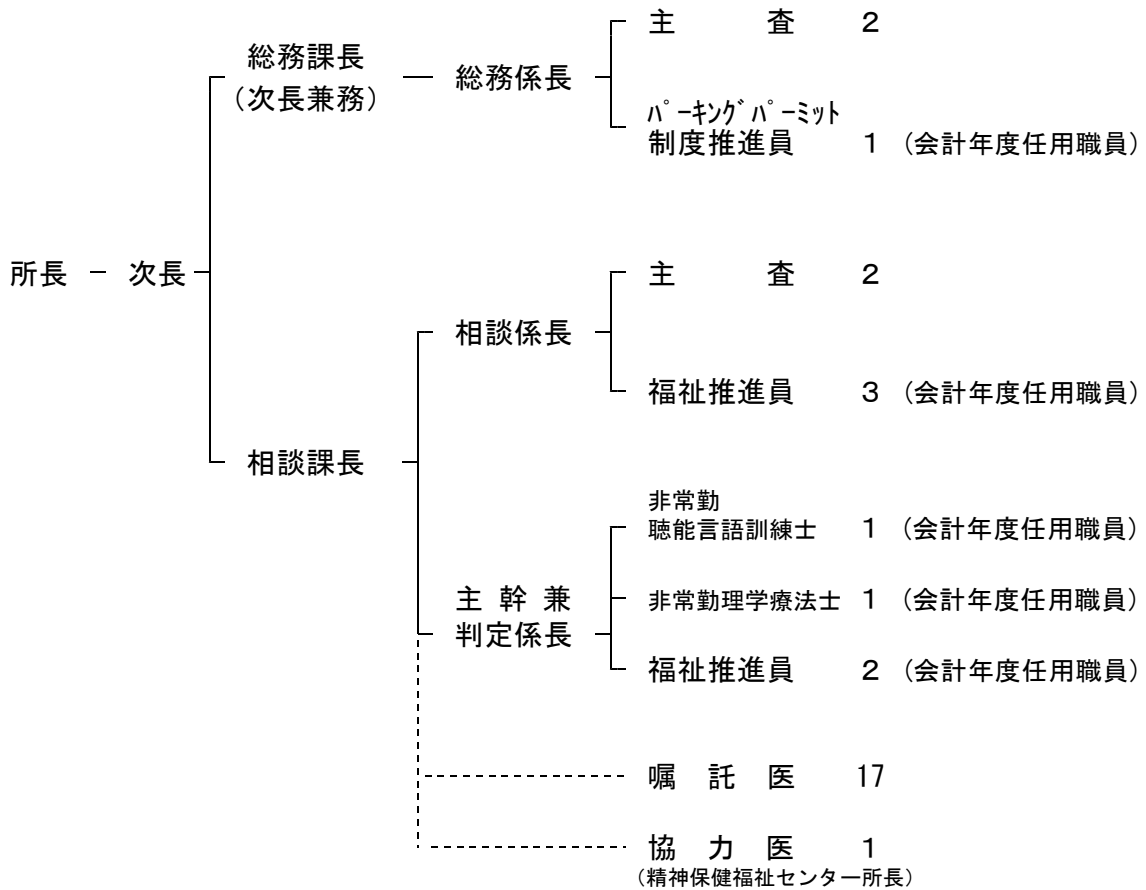
プール、体育館、多目的ホール等の施設を提供し、障害者のスポーツ・文化活動等の支援や交流を促進するための各種事業を行っている。

3 沿 革

- 1953.7
(昭28) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第3号）に基づく身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所を鹿児島市郡元町に開設
- 1967.6
(昭42) 身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所と鹿児島市下伊敷町にあった県盲人点字図書館（昭和29年7月開設，昭和60年に県点字図書館に名称変更）を現在地の鹿児島市小野（旧玉江小学校跡地）に移転
- 1993.8
(平5) 8月6日の九州南部集中豪雨で午後6時頃に甲突川が大氾濫し，全施設が冠水（1.57m）し土砂流入。業務を中断し，9月中旬業務開始
- 1997.2
(平9) 障害者総合福祉センター（仮称）新築整備のため仮庁舎移転
- 2000.4
(平12) 「ハートピアかごしま」開設（鹿児島市小野一丁目1番1号）
総事業費は約55億円
「ハートピアかごしま」に総務課，相談課及び自立支援課を置き，相談課が「身体障害者更生相談所」の従前からの業務と，新たに身体障害者手帳交付事務を担当。「身体障害者更生指導所」を「身体障害者自立支援センター」に名称変更し，自立支援課が業務を担当
また，「県点字図書館」から名称変更された「視聴覚障害者情報センター」と新たに開設された「障害者自立交流センター」が，社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会に運営委託される。
- 2006.4
(平18) 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が指定管理者として，「視聴覚障害者情報センター」と「障害者自立交流センター」の2機関の管理・運営を開始
- 2009.3
(平21) 3月末日をもって「身体障害者自立支援センター」が廃止
- 2011.3
(平23) 「精神保健福祉センター」がハートピアかごしま内に移転
- 2011.10
(平23) 「難病相談・支援センター」がハートピアかごしま内に開設

4 組織及び人員（令和5年5月1日現在）

(1) 組織



(2) 人員

(単位：人)

区分	事務職	技術職	計	会計年度任用職員	合計
人数	10	0	10	8(※)	18

(※)上記の他 { 非常勤事務補助員 1
補助事務員 2

5 業務概要

ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）は、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、身体障害者の更生の援護と市町村が行う援護の適切な実施の支援をするため、主に次の業務を行っている。

(1) 専門的相談及び指導

身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。

- ① 市町村職員の研修の支援
- ② 情報の収集と提供

(2) 身体障害者手帳交付事務（平成12年4月から）

身体障害者の障害程度の審査及び身体障害者手帳の交付・変更届・返還届等に関する事務を行う（鹿児島市を除く。）。

(3) 判定

市町村が行う身体障害者に対する各種援護措置に関し、市町村からの依頼により、身体障害者の医学的判定等を行う。

- ① 補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の処方及び適合判定等
- ② 人工透析やペースメーカー植込術などの自立支援医療費（更生医療）の要否判定

(4) 巡回相談

地理的理由等により更生相談所に来所困難な身体障害者の便宜を図るために、計画的に巡回して相談・判定に応じる。

(5) 連絡調整

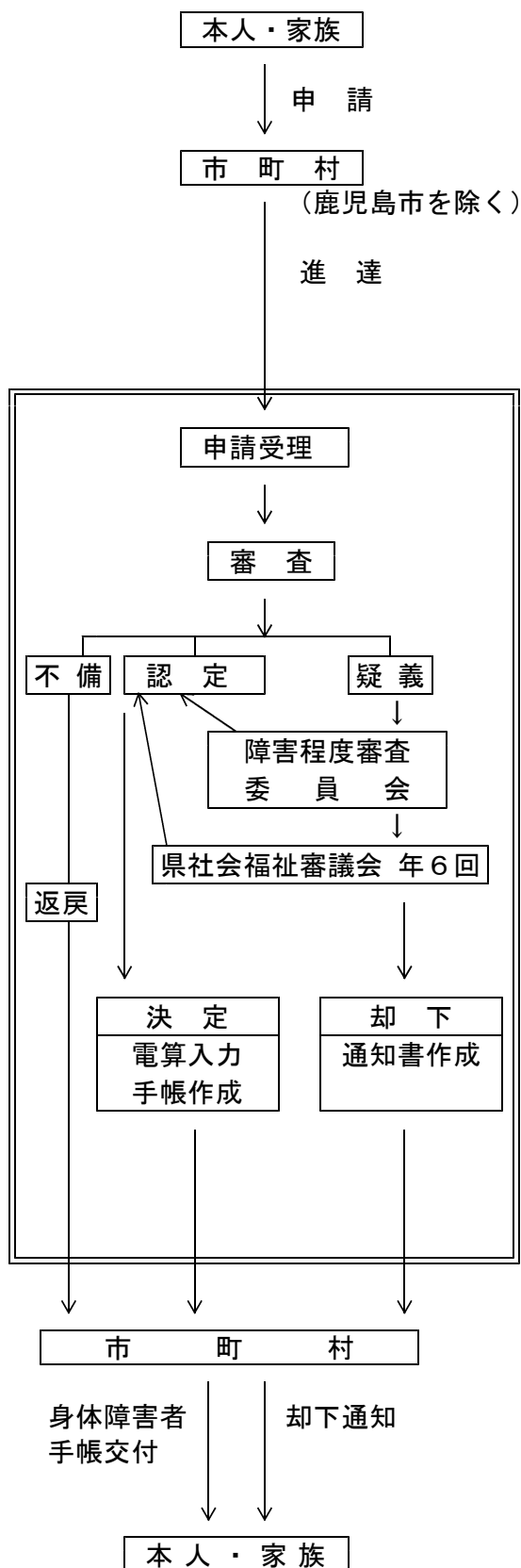
障害者支援施設等入所に係る市町村相互間の広域調整等を行う。

(6) 身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

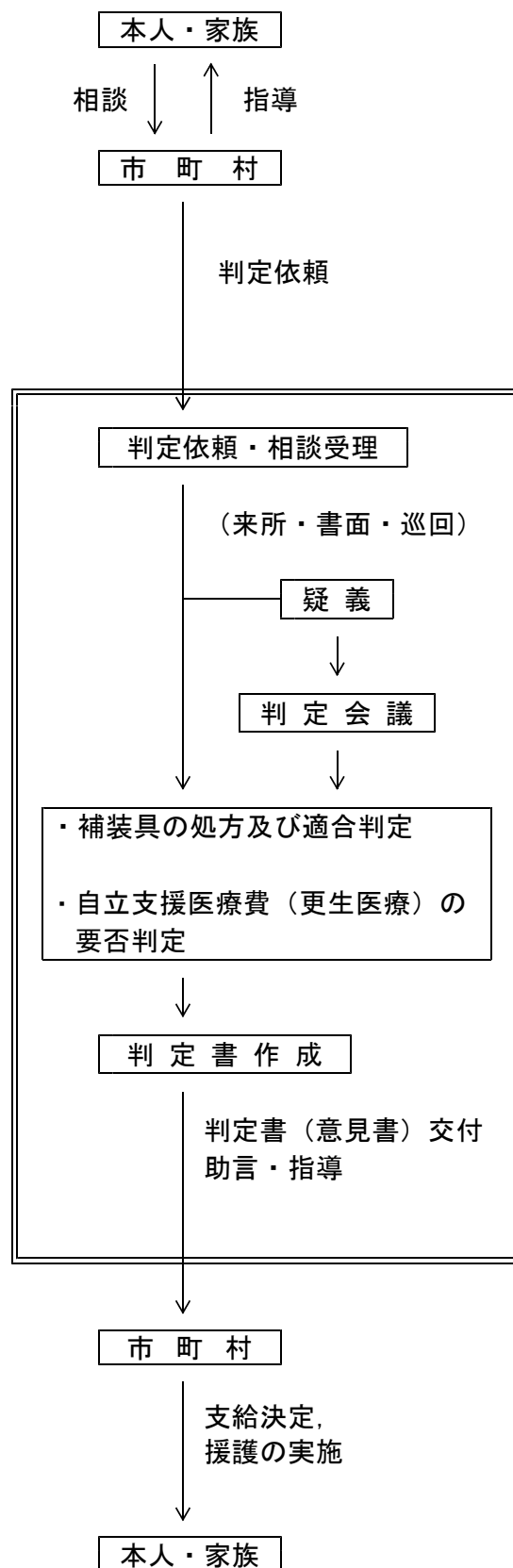
身障者用駐車場利用証の交付及び同駐車場の適正な利用を促進する。

6 業務の流れ

(1) 身体障害者手帳交付事務



(2) 相談・判定業務



7 業務実績(令和4年度)

(1) 年度別身体障害者手帳処理件数の推移(鹿児島市を除く。)

区分・内訳	新規・再交付			却下・返戻・取下げ				変更・返還			処理件数 合計	内容別の小計		
	新規交付 ①	再交付		計 ①～③	却下 ④	返戻 ⑤	取下げ ⑥	計 ④～⑥	居住地等変更 ⑦	死亡等返還 ⑧		計 ⑦～⑧	新規 変更 却下 ①②④ 計	紛失,返戻 取下,変更 ・返還等 ③⑤～⑧ 計
		程度変更 ②	紛失破損 ③											
令和4年度	3,148	2,023	667	5,838	40	5	20	65	1,812	4,714	6,526	12,429	5,211	7,218
令和3年度	3,157	2,778	584	6,519	44	3	13	60	2,148	4,566	6,714	13,293	5,979	7,314
令和2年度	3,291	1,227	629	5,147	38	6	6	50	1,259	3,984	5,243	10,440	4,556	5,884

★ 令和3年度の程度変更の増加については、コロナ対策として令和2年度に行った再認定期限の1年延長(令和2年3月から令和3年2月までの期間に期限到来の者が対象)の影響が考えられる。

(2) 令和4年度 等級別・障害別身体障害者数(鹿児島市を含む。)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
視覚	2,460	2,014	358	353	662	311	6,158	6.9%
聴覚・平衡	305	1,987	1,210	2,530	42	3,641	9,715	10.9%
音声・言語 ・そしゃく	44	64	450	293			851	1.0%
肢体不自由	9,551	10,214	7,783	10,660	4,411	2,667	45,286	50.7%
内部	14,592	381	4,991	7,374			27,338	30.6%
計	26,952	14,660	14,792	21,210	5,115	6,619	89,348	100.0%
構成比	30.2%	16.4%	16.6%	23.7%	5.7%	7.4%	100.0%	—
令和3年度	27,521	15,087	15,253	21,391	5,170	6,661	91,083	—

★ 障害区分では肢体不自由が約半数(50.7%)を占め、等級別では重度者(1・2級)が46.6%を占めている。
なお、構成比は四捨五入しているため、合計すると100%にならない場合がある(以下同じ。)

(3) 令和4年度 年齢別・障害別身体障害者数(鹿児島市を含む。)

区分	0～17	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	計
視覚	37	93	130	221	437	355	549	4,336	6,158
聴覚・平衡	170	197	185	295	406	343	508	7,611	9,715
音声・言語 ・そしゃく	6	9	21	54	96	79	123	463	851
肢体不自由	771	874	1,021	1,956	3,516	3,094	4,674	29,380	45,286
内部	257	277	440	998	1,924	1,661	2,649	19,132	27,338
計	1,241	1,450	1,797	3,524	6,379	5,532	8,503	60,922	89,348
構成比	1.4%	1.6%	2.0%	3.9%	7.1%	6.2%	9.5%	68.2%	100.0%
令和3年度	1,278	1,519	1,927	3,668	6,663	6,049	9,111	60,868	91,083

★ 65歳以上が77.7%を占めている。

(4) 年度別・障害別身体障害者数の推移(鹿児島市を含む。)

区分	平成12年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(前年度比)
視覚	11,548	6,696	6,609	6,420	6,262	6,158	98.3%
聴覚・平衡	11,789	9,975	9,986	9,960	9,840	9,715	98.7%
音声・言語 ・そしゃく	964	888	886	890	874	851	97.4%
肢体不自由	52,432	49,323	48,842	47,799	46,546	45,286	97.3%
内部	19,358	26,660	27,131	27,648	27,561	27,338	99.2%
計	96,091	93,542	93,454	92,717	91,083	89,348	98.1%
(参考)	知的障害者数	20,036	20,696	21,276	21,873	22,473	102.7%
	精神障害者数	13,425	14,097	14,532	15,426	16,186	104.9%

★ 令和4年度末の身体障害者数は、対前年比98.1%の微減となっている。この傾向は毎年継続しており、人口の減少や高齢化の進行により、今後も続くと思われる。

(5) 令和4年度 市町村別・障害別身体障害者数(鹿児島市を含む。)

障害別 市郡別	視覚障害	聴覚・平衡	音・言・そ	肢体不自由	内部障害	総 数	前年度比%	令和 3年度
鹿児島市	1,949	3,000	240	14,678	9,164	29,031	99.7	29,117
鹿屋市	370	529	52	3,056	1,776	5,783	99.5	5,812
枕崎市	74	120	18	632	363	1,207	96.8	1,247
阿久根市	98	151	8	705	420	1,382	96.7	1,429
出水市	186	260	20	1,411	754	2,631	96.4	2,730
指宿市	218	214	51	1,383	731	2,597	97.0	2,677
西之表市	70	71	13	539	306	999	97.6	1,024
垂水市	64	111	11	505	310	1,001	98.2	1,019
薩摩川内市	299	427	41	2,401	1,429	4,597	96.9	4,746
日置市	195	277	28	1,280	738	2,518	98.0	2,569
曾於市	135	255	16	1,303	686	2,395	96.1	2,491
霧島市	415	723	52	3,183	2,077	6,450	98.4	6,552
いちき串木野市	105	160	22	869	549	1,705	99.0	1,723
南さつま市	161	264	17	909	644	1,995	97.4	2,049
志布志市	126	272	17	884	512	1,811	97.9	1,850
奄美市	245	473	43	1,343	841	2,945	91.7	3,213
南九州市	158	217	21	1,169	649	2,214	97.2	2,277
伊佐市	135	179	10	841	505	1,670	97.8	1,708
始良市	210	451	40	1,936	1,220	3,857	99.0	3,896
市部計	5,213	8,154	720	39,027	23,674	76,788	98.3	78,129
三島村	0	6	0	7	1	14	100.0	14
十島村	6	4	0	18	19	47	104.4	45
さつま町	84	171	9	666	381	1,311	97.6	1,343
長島町	38	87	6	327	205	663	97.9	677
湧水町	25	73	7	304	201	610	91.5	667
大崎町	52	94	9	412	253	820	97.0	845
東串良町	27	38	3	188	109	365	95.8	381
錦江町	34	87	4	246	171	542	94.4	574
南大隅町	56	74	11	323	196	660	96.2	686
肝付町	81	117	8	541	339	1,086	95.8	1,134
中種子町	38	46	3	379	154	620	97.8	634
南種子町	14	30	4	201	100	349	93.1	375
屋久島町	60	126	6	405	222	819	96.4	850
大和村	14	29	1	47	47	138	99.3	139
宇検村	3	31	2	34	46	116	95.1	122
瀬戸内町	70	107	10	238	164	589	96.2	612
龍郷町	31	75	6	162	111	385	99.5	387
喜界町	47	46	3	213	127	436	100.7	433
徳之島町	67	71	11	420	204	773	98.3	786
天城町	44	50	4	240	113	451	93.8	481
伊仙町	62	47	9	280	121	519	99.8	520
和泊町	42	45	4	243	148	482	100.8	478
知名町	40	39	6	227	125	437	98.0	446
与論町	10	68	5	138	107	328	100.9	325
郡部計	945	1,561	131	6,259	3,664	12,560	97.0	12,954
総 計	6,158	9,715	851	45,286	27,338	89,348	98.1	91,083
令和3年度	6,262	9,840	874	46,546	27,561	91,083	—	—

★ ほとんど(三島村, 十島村, 喜界町, 和泊町及び与論町を除く)の市町村で減少している。

(6) 令和4年度 補装具及び更生医療の相談・判定処理件数

区分	取扱人数	相談内容								判定内容					判定書等交付件数				
		更生医療	補装具	身障手帳	職業	施設	生活	その他	計②	更生医療	補装具	身障手帳	その他	計③	更生医療	補装具	身障手帳	その他	計④
来所①	2,236	1,253	1,031	—	—	—	—	—	2,284	1,243	1,025	—	—	2,268	1,243	990	—	—	2,233
巡回	20	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0
合計	2,256	1,253	1,031	0	0	0	0	20	2,304	1,243	1,025	0	19	2,287	1,243	990	0	0	2,233
(電話⑤)	—	(22)	(46)	(38)	—	(1)	—	(9)	(116)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3年度	2,272	1,208	1,150	1	0	0	0	4	2,363	1,200	1,143	0	0	2,343	1,200	1,087	0	0	2,287

(注1) 来所①は書面判定を含む。(注2) ②は非該当・適合・取下げを含む。(注3) ③は②から取下げを除く。
 (注4) ④は1枚の判定書に複数個の判定を行う場合があるため③とは一致しない。(注5) ⑤は「電話口頭受理簿」による。合計には含まない。

(7) 補装具の年度別認定件数の推移(非該当, 適合判定及び取下げを除く。)

区分	平成12年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(構成比)	
肢体不自由	義肢	285	126	105	118	101	96	10.0%
	装具	475	306	240	236	215	205	21.4%
	座位保持装置	—	55	45	37	38	26	2.7%
	車いす	710	193	171	149	83	78	8.2%
	電動車いす	77	10	6	4	4	7	0.7%
	意思伝達装置	—	10	12	13	12	6	0.6%
	その他	112	0	0	0	2	1	0.1%
	小計	1,659	700	579	557	455	419	43.8%
聴覚	補聴器	681	617	640	522	608	537	56.2%
	小計	681	617	640	522	608	537	56.2%
合計	2,340	1,317	1,219	1,079	1,063	956	100.0%	

★補装具の認定件数は、補装具の区分により増減があるが、全体としては、ここ数年減少傾向で推移している。
 ★認定の内訳は、補聴器537件(56.2%)、装具205件(21.4%)、義肢96件(10.0%)、車いす78件(8.2%)の順になっている。

(8) 更生医療の年度別認定件数の推移(非該当及び取下げを除く。)

区分	平成12年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(構成比)
視覚	1	4	0	0	0	0	0.0%
聴覚	7	0	3	2	5	5	0.4%
音声・言語 ・そしゃく	0	1	0	0	0	0	0.0%
肢体不自由	33	57	33	22	21	30	2.4%
心臓	1,126	318	354	328	293	285	23.0%
じん臓	2,127	866	893	884	841	863	69.6%
小腸	0	0	3	7	3	2	0.2%
免疫	8	21	33	22	21	31	2.5%
肝臓	—	21	19	16	13	24	1.9%
合計	3,302	1,288	1,338	1,281	1,197	1,240	100.0%

★認定件数は、ここ数年は、1,200件前後で推移している。

8 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

この制度は、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正に利用していただくため、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度である。

なお、この制度は平成21年11月から開始された。

(1) 利用証の種類

- ア 緑色： 障害者，高齢者及び難病の方
- イ 赤色： 車いす常時利用者で車を運転される方
- ウ オレンジ色： 一時的に歩行困難な方



(2) 利用証の交付対象者・有効期間

交付対象者		有効期間	
身体障害者の方（身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定）		5年	
視覚障害	1級～4級		
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		(対象外)
	平衡機能障害		3級
音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障害			(対象外)
肢体不自由	上肢		1級・2級
	下肢		1級～6級
	体幹		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級・2級
	移動機能		1級～3級
心臓機能障害	1級・3級		
じん臓機能障害	1級・3級		
呼吸器機能障害	1級・3級		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級		
小腸機能障害	1級・3級		
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～3級		
知的障害者の方	療育手帳の障害の程度欄が「A」，「A1」又は「A2」の方	1年未満	
精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方		
高齢者の方	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護2～5」の方		
難病患者の方	特定疾患医療受給者証をお持ちの方		
妊産婦の方	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月		
けが人の方	骨折等による車いす・杖等の使用期間		

(3) ハートピアかごしまにおける身障者用駐車場利用証の交付実績

(単位：人)

区 分	平成21年度～令和2年度				令和3年度				令和4年度					
	緑色	赤色	オレンジ色	計	緑色	赤色	オレンジ色	計	緑色	赤色	オレンジ色	計		
身体障害者	視覚障害	490			490	24			24	31			31	
	平衡機能障害	3			3	0			0	1			1	
	肢体不自由	上肢	627			627	5			5	9			9
		下肢	3,671	129		3,800	163	5		168	186	0		186
		体幹	501	6		507	29	0		29	19	0		19
		脳原	8	0		8	0	0		0	0	0		0
	内部障害	心臓	1,514	2		1,516	121	0		121	105	0		105
		じん臓	840	1		841	52	0		52	53	0		53
		呼吸器	224	1		225	30	0		30	18	0		18
		膀胱・直腸	47	0		47	0	0		0	3	0		3
		小腸	9	0		9	1	0		1	0	0		0
		免疫	16	0		16	0	0		0	1	0		1
		肝臓	30	0		30	3	0		3	2	0		2
	知的障害者	437			437	14			14	34			34	
精神障害者	14			14	0			0	3			3		
高齢者	998	1		999	121			121	138			138		
難病患者	532			532	67			67	80			80		
けが人			272	272			64	64			83	83		
妊産婦			4,508	4,508			419	419			409	409		
計	9,961	140	4,780	14,881	630	5	483	1,118	683	0	492	1,175		

(4) 事業者等訪問実績

(単位：箇所)

区 分	平成21年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力依頼・PR活動	467	18	21
協力（協定書締結）施設の現状調査	798	15	103
計	1,265	33	124

※ 新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年度 4～5月及び1～3月の訪問実績なし（実働月 7ヶ月）

令和3年度 5～9月及び1～3月の訪問実績なし（実働月 4ヶ月）

※ パーキングパーミット制度推進員の配置

平成21年度（制度開始）～23年度 3名

平成24年度 2名

平成25年度以降 1名

9 施設概要 (ハートピアかごしま平面図)

1F

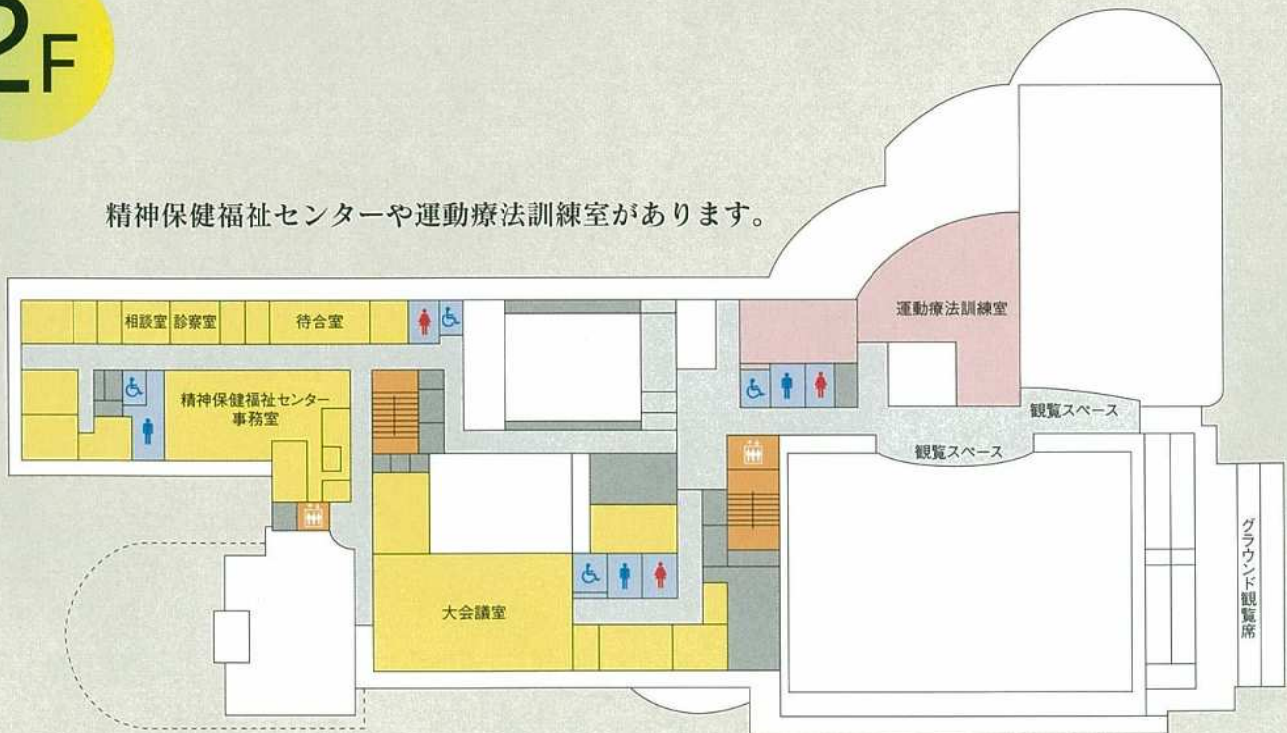
- 身体障害者更生相談所部門
- 精神保健福祉センター部門
- 難病相談・支援センター部門
- 視聴覚障害者情報センター部門
- 障害者自立交流センター部門

身体障害者更生相談所や多目的のホール、
体育館、温水プール等があります。



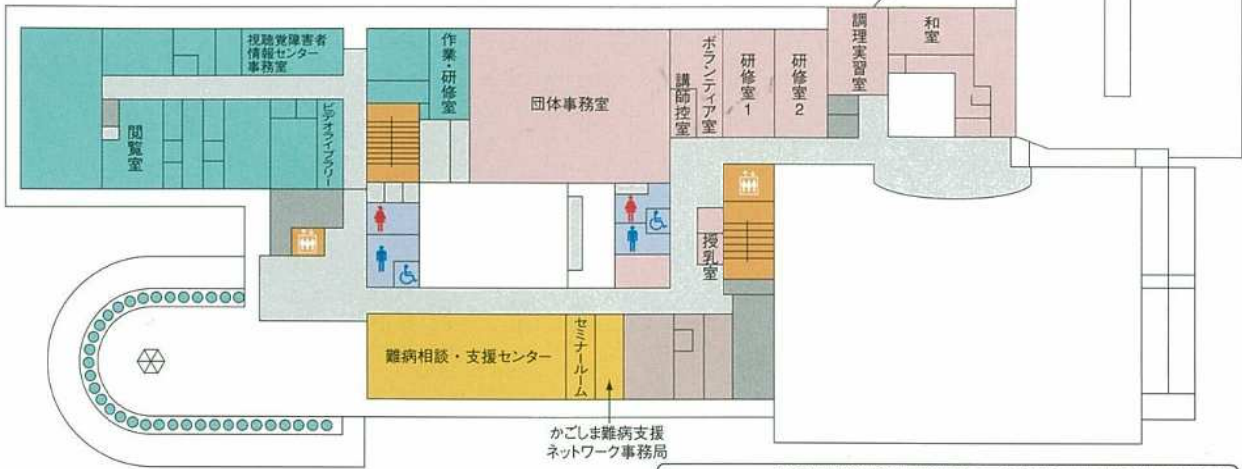
2F

精神保健福祉センターや運動療法訓練室があります。



3F

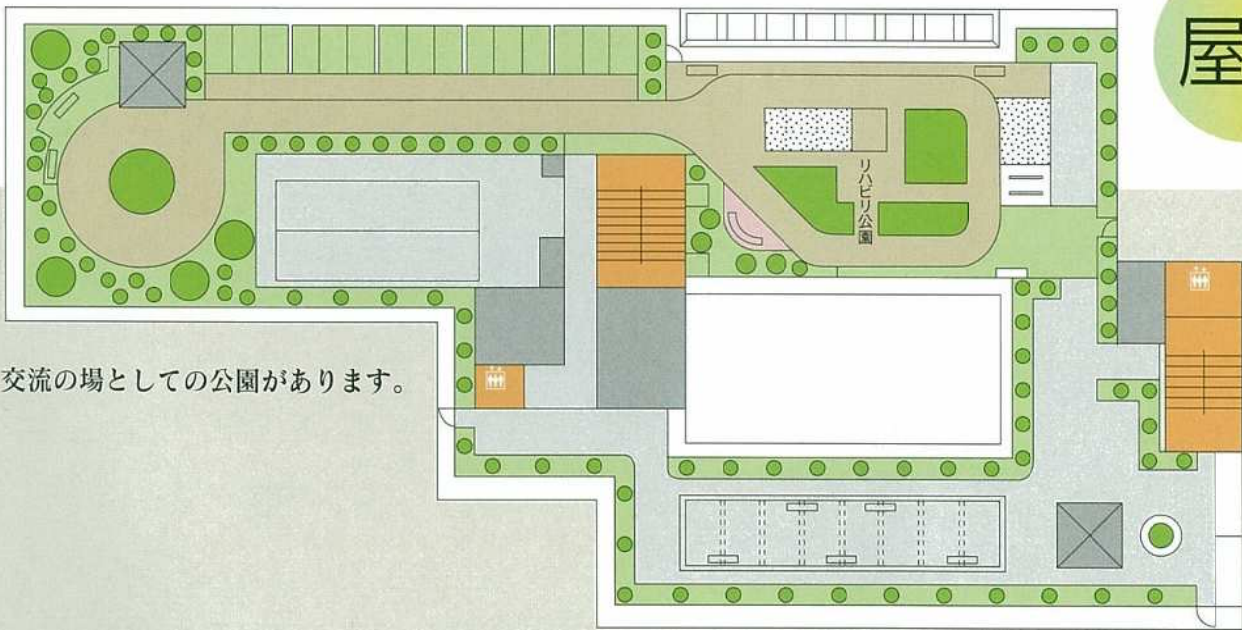
難病相談・支援センターや視聴覚障害者情報センター、
研修室、調理実習室、和室等があります。



かごしま難病支援
ネットワーク事務局

団体事務室内
鹿児島県身体障害者福祉協会、鹿児島県身体障害者協会連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会、鹿児島県聴覚障害者協会
鹿児島県手をつなぐ育成会

屋上



屋外

車いす運転者用駐車場や身障者用駐車場、
アーチェリー場、グラウンド等があります。

